



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 279

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <https://www.think-sp.com/>

// INDEX //

1・2023年7月前半の安全管理ごよみ

2・安全管理法律相談～レンタカー会社から「放置違反金」を請求されています

3・交通事故の裁判事例～通行区分違反の直進乗用車は優先されないとした事例

4・今日の朝礼話題～ボンネットからネコ!?

5・【新発売】

小冊子「突然現れる二輪車を見落とすな」

6・【好評発売中】

教育用テキスト「運行管理者のためのドライバー教育ツールPart 5」

7・【好評発売中】

実技講習教材「トラック事業者のためのバック事故防止実技講習ノート」

8・【注目商品】

小冊子「健康管理と安全運転」

// //

★7月前半の安全管理ごよみ

◆1日（土）

——国民安全の日

◆1日（土）～7日（金）

——全国安全週間（厚生労働省、中央労働災害防止協会）

——フォークリフト安全週間（日本産業車両協会）

◆1日（土）～14日（金）

——2023年度Gマーク（安全性評価認定）申請受付（全日本トラック協会）

◆1日（土）～31日（月）

——車内事故防止キャンペーン（バス）（都道府県バス協会等）

——熱中症予防強化キャンペーン（環境省）

——2023年度陸上貨物運送事業「夏期労働災害防止強調運動」

(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

◆ 1日(土)～9月30日(土)

—— 2023年度港湾労働安全強調期間(港湾貨物運送事業労働災害防止協会)

◆ 12日(水)

—— 運行管理者試験(2023年度第1回)のインターネット申請締切

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2023/06/12/kongetsu-untenganri-2023-jul/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第114回 「レンタカー会社から「放置違反金」を請求されています」

【質問】

弊社の従業員が出張先でレンタカーを借りたのですが、駐車違反をしてしまいました。その後、従業員は駐車違反金の支払いを忘れており、後日、レンタカー会社から放置違反金を支払った旨の連絡があり、その放置違反金以上の金額(手数料?)を請求されています。もちろん駐車違反をした従業員に非があるのは解りますが、レンタカー会社にも「使用者(自動車の運行を支配し管理するもの)」としての責任があると考えており納得ができないのですが…

【回答】

駐停車違反について、通常は、警察官や駐車監視員が放置駐車を発見すると、その車に「放置車両確認標章」を貼り付け、その上で、まずは違反者本人に対する責任追及を進めます。そして出頭した違反者に対して青切符で反則通告をし、反則金の納付を求め、違反者が納付すれば手続は終わります。

このように、駐停車違反に対するペナルティーは、本来であれば、その車両

を運転していた者に対して与えられるべきものです。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2023/06/01/houritsu-114-rentalcar-parkingviolation/>

■交通事故の裁判事例

今回は、右折二輪車と左折専用車線を直進してきた乗用車との事故で、過失割合が争われた事例を紹介します。

『通行区分違反を犯した車両は優先されるべき直進車にはあたらない』

【事故の状況】

平成29年2月25日午前11時42分ごろ、二輪車を運転していたAは大阪市内の信号機のある交差点を右折しようとしたところ、左折専用車線を直進してきた乗用車Bと衝突しました。

Aは、Bは直進して進入してはならない義務を無視して交差点に進入しており、また、このような通行区分違反を行っているにもかかわらず、右折進行する対向車両の存在を想定するなどの必要な安全確認を怠ったとして、事故の責任のすべてはBにあると主張しました。

一方Bらは、Bの一定の注意義務違反は認めるものの、Aは直進車優先の原則に反しており、また、左折専用車線を走行する車両の動静を十分に確認していなかったため、Aの過失は小さくはないと反論しました。

【裁判所の判断】

「Bは、通行区分違反をして交差点内に進入した以上、対向車線から右折する車両の有無及びその動静に関し、注視する義務があるにもかかわらず、進路前方左右の安全確認が不十分なまま交差点に直進進入し、事故を引き起こした」

「確かに、右折車と対向直進車とでは、対向直進車が優先するのが原則であるが、このような通行区分違反を犯した車両は、そもそも対向右折車との関係で

優先されるべき直進車には当たらないというべきである」

「Aも、対向直進車の存在及びその動静に関する安全確認が不十分の過失が認められるものの、(中略)左折専用車線を走行する車両は左折するものと信頼することは当然であり、左折専用車線を走行する車両の動静に関し、注意が散漫になったとしても強くは非難できない」

などとして、Bの過失が圧倒的に大きいとし、過失割合をAが20%、Bが80%としました。

(大阪地裁 令和2年3月26日判決)

■今日の朝礼話題

『ボンネットからネコ！？』

梅雨に入り雨の日が続いていますが、雨に濡れたくないのは人間だけではないようです。

JAFによると、「クルマから猫の声がする」というロードサービスの要請が2022年6月の1か月間に284件も寄せられたそうで、同年1月のじつに13・5倍にもものぼるそうです。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2023/06/16/tw-cat-engine/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<https://www.think-sp.com/about/>

/// I N D E X ///

- 1・2023年7月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～レンタカー会社から「放置違反金」を請求されています
- 3・交通事故の裁判事例～通行区分違反の直進乗用車は優先されないとした事例
- 4・今日の朝礼話題～ボンネットからネコ！？
- 5・【新発売】
小冊子「突然現れる二輪車を見落とすな」
- 6・【好評発売中】
教育用テキスト「運行管理者のためのドライバー教育ツールPart 5」
- 7・【好評発売中】
実技講習教材「トラック事業者のためのバック事故防止実技講習ノート」
- 8・【今月の注目商品】
小冊子「健康管理と安全運転」

///

★7月前半の安全管理ごよみ

◆1日（土）

——国民安全の日

◆1日（土）～7日（金）

——全国安全週間（厚生労働省、中央労働災害防止協会）

——フォークリフト安全週間（日本産業車両協会）

◆1日（土）～14日（金）

——2023年度Gマーク（安全性評価認定）申請受付（全日本トラック協会）

◆1日（土）～31日（月）

——車内事故防止キャンペーン〈バス〉（都道府県バス協会等）

——熱中症予防強化キャンペーン（環境省）

——2023年度陸上貨物運送事業「夏期労働災害防止強調運動」

（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）

◆1日（土）～9月30日（土）

—— 2023年度港湾労働安全強調期間（港湾貨物運送事業労働災害防止協会）

◆ 12日（水）

—— 運行管理者試験（2023年度第1回）のインターネット申請締切

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2023/06/12/kongetsu-untentkanri-2023-jul/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第114回 「レンタカー会社から「放置違反金」を請求されています」

【質問】

弊社の従業員が出張先でレンタカーを借りたのですが、駐車違反をしてしまいました。その後、従業員は駐車違反金の支払いを忘れており、後日、レンタカー会社から放置違反金を支払った旨の連絡があり、その放置違反金以上の金額（手数料？）を請求されています。もちろん駐車違反をした従業員に非があるのは解りますが、レンタカー会社にも「使用者（自動車の運行を支配し管理するもの）」としての責任があると考えており納得ができないのですが…

【回答】

駐停車違反について、通常は、警察官や駐車監視員が放置駐車を発見すると、その車に「放置車両確認標章」を貼り付け、その上で、まずは違反者本人に対する責任追及を進めます。そして出頭した違反者に対して青切符で反則通告をし、反則金の納付を求め、違反者が納付すれば手続は終わります。

このように、駐停車違反に対するペナルティーは、本来であれば、その車両を運転していた者に対して与えられるべきものです。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2023/06/01/houritsu-114-rentalcar-parkingviolation/>

■交通事故の裁判事例

今回は、右折二輪車と左折専用車線を直進してきた乗用車との事故で、過失割合が争われた事例を紹介します。

『通行区分違反を犯した車両は優先されるべき直進車にはあたらない』

【事故の状況】

平成29年2月25日午前11時42分ごろ、二輪車を運転していたAは大阪市内の信号機のある交差点を右折しようとしたところ、左折専用車線を直進してきた乗用車Bと衝突しました。

Aは、Bは直進して進入してはならない義務を無視して交差点に進入しており、また、このような通行区分違反を行っているにもかかわらず、右折進行する対向車両の存在を想定するなどの必要な安全確認を怠ったとして、事故の責任のすべてはBにあると主張しました。

一方Bらは、Bの一定の注意義務違反は認めるものの、Aは直進車優先の原則に反しており、また、左折専用車線を走行する車両の動静を十分に確認していなかったため、Aの過失は小さくはないと反論しました。

【裁判所の判断】

「Bは、通行区分違反をして交差点内に進入した以上、対向車線から右折する車両の有無及びその動静に関し、注視する義務があるにもかかわらず、進路前方左右の安全確認が不十分なまま交差点に直進進入し、事故を引き起こした」

「確かに、右折車と対向直進車とでは、対向直進車が優先するのが原則であるが、このような通行区分違反を犯した車両は、そもそも対向右折車との関係で優先されるべき直進車には当たらないというべきである」

「Aも、対向直進車の存在及びその動静に関する安全確認が不十分の過失が認められるものの、(中略)左折専用車線を走行する車両は左折するものと信頼することは当然であり、左折専用車線を走行する車両の動静に関し、注意が散漫になったとしても強くは非難できない」

などとして、Bの過失が圧倒的に大きいとし、過失割合をAが20%、Bが80%としました。

(大阪地裁 令和2年2月26日判決)

■今日の朝礼話題

『ボンネットからネコ！？』

梅雨に入り雨の日が続いていますが、雨に濡れたくないのは人間だけではないようです。

JAFによると、「クルマから猫の声がする」というロードサービスの要請が2022年6月の1か月間に284件も寄せられたそうで、同年1月のじつに13・5倍にもものぼるそうです。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2023/06/16/tw-cat-engine/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<https://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】小冊子「突然現れる二輪車を見落とすな」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 825円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

車体の小さい二輪車は、四輪車のドライバーからは見落としやすく、また、一度事故を起こすと悲惨な事故につながりやすい存在です。

本冊子は、6つの代表的な事故を取り上げ、事故に至るまでの四輪車のドライバーと二輪車のライダーの意識のギャップに焦点をあてることで、なぜ事故が起こったのかを確認し、四輪車と二輪車との事故を防止することをねらいとした教育用冊子です。

ぜひ本書をご利用いただくことで、事業所での対二輪車事故防止につながれば幸いです。

【詳しくはこちら↓】

<https://onl.tw/nu9Wv9G>

■【好評発売中】

教育用テキスト「運行管理者のためのドライバー教育ツールPart5」

※仕様 A4判／88ページ／カラー刷

※価格 1,800円（税別・送料実費）

本書は、トラック運送事業の運行管理者の皆さんに広く活用いただいている、国土交通省告示「指導・監督の指針」12項目に準拠した「運行管理者のためのドライバー教育ツール」の第5弾です。

今回発売のPart5より、各項目の管理者用資料を従来の1ページから3ページに増量し、指導・監督の指針に沿った教育をさらに深く、効果的に実施いただくことができます。

ドライバーミーティングや点呼時に活用でき、教育記録も残せる本ツールを是非ご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3IdqslC>

■【好評発売中】

実技講習教材「トラック事業者のためのバック事故防止実技講習ノート」

※仕様 A4判／32ページ／カラー刷／QRコード入

※価格 1,100円（税込・送料実費）

本冊子は、大阪香里自動車教習所で実際に行われているバック事故防止講習を、各事業所でも実施できるようにした実技講習ノートです。

本冊子に沿って講習を実施いただくことで、「運転する車の大きさを正確に知る」「あいまいな車両感覚を正確に知る」「車は急には止まらない」などの運転の基本をドライバーに再確認させることができます。

さらに、本文中のQRコードを読み取ると、実際の講習動画を視聴することもできます。

ぜひバック事故を始めとした、さまざまな交通事故の防止にお役立てください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3ZxJdYd>

■【今月の注目商品】小冊子「健康管理と安全運転」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 825円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

6月15日(木)、岐阜県白川町の国道でトラックと軽トラックが正面衝突し、軽トラックの運転者と助手席に座っていた夫婦2人が死亡する事故がありました。

軽トラックが中央線をはみ出したと見られており、原因は明らかになっていませんが、健康起因による意識障害などから車線をはみ出すなどして事故を起こすリスクは決して小さくありません。常日頃から、運転における健康リスクのチェックは欠かさないようにすることが大切です。

本冊子は、代表的な健康起因事故をマンガを中心に6事例紹介しており、それぞれに健康管理のヒントを提示しています。

巻末にはハイ・イイエで回答する健康リスクチェックも掲載していますので、運転時の健康リスクを簡単に理解することができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://x.gd/abLyA>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和5年6月19日送信)

★Twitterアカウントを開設しました。是非、一度ご覧ください！

<https://twitter.com/thinkshuppan>

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <https://www.think-sp.com/>

